

## 岩美町漁業研修事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町漁業研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修を行うことにより、漁業への就業促進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表1から別表3の第3欄の要件を満たす者に対し、同表の第4欄に掲げる期間、同表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第5欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除いた経費）（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）を、予算の範囲内で交付する。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (補助金事務の手続き)

第4条 補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続については、漁業協同組合等が事業実施主体から委任を受けて、一括して行うことができるものとする。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、事業実施年度の前年度の3月20日、もしくは別に町長が定める日までに行わなければならない。ただし、年度途中に補助事業を開始する場合は、事業を開始する日の20日前までに交付申請しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、別表1から別表3の第7欄に定める変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (研修実施状況の報告)

第8条 補助事業者は、各月の補助事業の実施状況について、研修実施状況報告書（様式第4号）により報告書を作成し、研修記録簿（様式第6号）及び研修生日誌（様式第7号）を添付して、翌月の5日までに町に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して15日を経過した日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(研修生状況の報告)

第10条 漁業協同組合は、研修終了後5年間は研修生の状況を把握し、毎年3月末時点における状況について、研修生状況報告書（様式第9号）により報告書を作成し、翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、規則第19条の規定によるほか、次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額若しくは一部を返還させ、又は補助金の全額若しくは一部を交付しないものとすることができます。ただし、災害、死亡、疾病又は負傷等やむを得ない事情があると町長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 研修計画に即した研修が行われていないと認められた場合
- (2) 著しく研修の効果が認められない場合

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度に係る補助事業から適用し、平成31年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行し、平成30年度に係る補助事業から適用し、平成31年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度に係る補助事業から適用し、令和4年3月31日までとする。

(経過措置)

平成31年3月31までの本補助金を利用し研修を開始している研修生に対する経費における、別表1から別表3までの各規定については、なお従前の例による。

別表1（第3条、第7条関係）

雇用型研修（漁船員等雇用研修）

1 補助事業名	漁業研修事業（雇用型研修：漁船員等雇用研修） 漁業就業希望者を新たに雇用し、漁労技術等の研修を実施する
2 事業実施主体	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <p>1 岩美町に主たる事業所又は住所があること</p> <p>2 次に掲げる者のいずれかであること</p> <p>(1) 漁業協同組合</p> <p>(2) 漁業者が任意に設立している漁業組合</p> <p>(3) (1) 又は(2)に所属する漁業経営体</p> <p>(4) 岩美町内で養殖業を営む漁業経営体</p> <p>3 研修を行う漁船が鳥取県船籍であること</p> <p>4 研修生と雇用契約を締結し、船員保険等に加入すること</p> <p>5 研修生1人あたり月間11日以上かつ月間88時間以上の研修を実施すること ただし、過去に町の研修事業を実施した者で、研修終了後の着業率が著しく低いなど、研修の効果が認められない場合は補助対象としない。</p>
3 研修生	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>1 研修を受ける漁業種類について、未経験の者 ※漁業従事期間が1年未満である者は、未経験者とみなす ※国又は県が行う漁業研修も漁業従事期間に含める ※国又は県が行う漁業研修を受けたことがある者は、更なる研修が必要であることを事業実施主体の長が証明すること</p> <p>2 第2欄に定める事業実施主体の代表者の3親等以内の者である場合は、親族以外の従業員がほかにおり、かつ、その従業員と同等の雇用条件であること。</p>
4 研修期間	最長1年

5 補助対象経費 及び上限額	経費区分	補助対象経費	補助対象経費 上限額
	1 指導経費	事業実施主体負担の船員保険料等及び賄い料 ※補助対象経費上限額と実際の負担額のいずれか低い額を上限とする	60,000 円/月
	2 研修手当	研修生への基本手当  次の1又は2の区分ごとに、月額の補助対象経費上限額又は事業実施主体と研修生が結ぶ雇用契約に基づく賃金月額のいずれか低い額を上限とする  1 沖合漁業  国土交通省中国運輸局長が公示する沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業の船員の最低賃金額を平均した額を月額の補助対象経費上限額とする  2 沿岸漁業及び養殖漁業  鳥取労働局長が公示する1時間あたりの最低賃金額に研修実施時間を乗じた額とし、198時間(11日×1.25×11日)を乗じた額を月額の補助対象経費上限額とする  ※時間単価は月額の補助対象経費上限額を176時間(8時間×22日)で割った額(小数点以下は切り下げる)とする	1 沖合漁業 鳥取県が別途通知する額 2 沿岸漁業 及び養殖漁業 鳥取県が別途通知する額
	3 研修用具費	救命胴衣、長靴、カッパ等の研修用具費	30,000 円 (1回限り)
	4 船員手帳作成費	船員手帳の作成が必要となる場合の申請料、健康診断受診料等	10,000 円 (1回限り)
	5 赴任旅費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が赴任する場合の交通費	20,000 円 (1回限り)
	6 移住定住準備費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が住宅を賃借するための礼金	33,000 円 (1回限り)
	7 住居手当・通勤手当	研修生への住居手当・通勤手当	33,000 円/月
6 補助率	第5欄の1の経費：1／2、第5欄の2の経費：2／3、第5欄の3～7の経費：10／10		
7 補助事業の 重要な変更	補助対象経費の増額		

別表2（第3条、第7条関係）

雇用型研修（農林水産コラボ研修）

1 補助事業	漁業研修事業（雇用型研修：農林水産コラボ研修） 事業実施主体が漁業での通年雇用が困難な場合、農業、林業及び鳥取県産農林水産物の加工業等の他産業と連携して、上記1の内容の漁業研修と、漁業以外の他産業の研修を組み合わせて実施する
2 補助事業者	1 漁業研修 別表1に規定する事業実施主体の要件を満たす者 2 農業研修 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号農林水産部長通知）別表に規定する「3. 農業コラボ研修支援事業」研修実施主体の要件を満たす者 3 林業研修 鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号農林水産部長通知）第2の2項の要件を満たす者
3 研修生	別表1に規定する研修生の要件を満たす者
4 研修期間	最長1年
5 補助対象経費 及び上限額	1 漁業研修 別表1の各規定のとおり 2 農業研修 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号農林水産部長通知）のとおり
6 補助率	3 林業研修 鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号農林水産部長通知）のとおり
7 補助事業の 重要な変更	

別表3（第3条、第7条関係）

独立型研修

1 補助事業	漁業研修事業（独立型研修） 沿岸漁業で独立経営を開始する新規就業者を育成するための研修を実施する
2 補助事業者	次の要件をすべて満たす者 1 岩美町内の漁業協同組合及び支所 2 研修生1人あたり月間11日以上かつ月間88時間以上の研修を実施すること ただし、過去に県の研修事業を実施した者で、研修終了後の着業率が著しく低いなど、研修の効果が認められない場合は補助対象としない。
3 研修生	次の要件を全て満たす者 1 研修を受ける漁業種類について、未経験の者 ※漁業従事期間が1年未満である者は、未経験者とみなす ※国又は県が行う漁業研修も漁業従事期間に含める ※国又は県が行う漁業研修を受けたことがある者は、更なる研修が必要であることを事業実施主体の長が証明すること 2 岩美町内において沿岸漁業への新規就業を希望する者 ※親子乗り等親族間操業による新規就業を希望する場合は、独立後、操業を行う岩美町内の漁業協同組合あるいは漁協支所の組合員資格を有し、独立経営すること 3 研修により漁業技術等を習得しなければ独立操業が困難な者 4 漁業研修の開始日において65歳未満の者
4 研修期間	最長3年（50歳以上65歳未満の者については、最長1年とする） ※上記研修期間は、雇用型研修と独立型研修の両方を実施する者は、雇用型研修期間を含めた期間とし、また、国又は県が行う漁業研修事業を受けたことがある者は、実施された研修期間を含めた期間とする。

5 補助対象経費 及び上限額	区分	補助対象経費	補助対象経費上限額					
	1 指導経 費	<p>研修指導者への指導料</p> <p>1 洋上研修 1 時間あたりの単価は 2,500 円以内、補助対象時間 は1日あたり2時間以内とす る</p> <p>2 陸上研修 1 時間あたりの単価は 1,250 円以内、補助対象時間 は1日あたり4時間以内とす る</p> <p>※指導者が研修生の3親等以内 の親族の場合は、鳥取県指導 漁業士に認定された者に限り補 助対象とする。(指導漁業士は 岩美町内に住所を有するか町内 の漁業協同組合(支所含む)に 属する者とする。)</p>	100,000 円/月					
	2 研修手 当	<p>研修生への基本手当</p> <p>※時間単価は月額の補助対象上 限額を 176 時間(8 時間×22 日)で割った額(小数点以下 は切り下げる)とする。</p> <p>※収入のある2親等以内の親族 と生計を一にする場合は、上 記の1/2の額を上限とする</p> <p>※指導者が研修生の3親等以内 の親族の場合は、3親等以内 の親族以外の者による研修が 研修日数の半数を超える場合 に限り補助対象とする</p>	<p>鳥取労働局長が公示する1時 間あたりの最低賃金額に研修実 施時間を乗じた額とし、198 時 間を乗じた額を月額の補助対象 経費上限額とする。(別途通 知)</p>					
	3 研修用 具費	<p>救命胴衣、長靴、カッパ及び漁具 ・漁網等の研修用具費</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)救命胴衣、 長靴、カッパ等</td><td>1年目 30,000 円</td></tr> <tr> <td></td><td>2年目以降 10,000 円/年</td></tr> <tr> <td>(2)漁具・漁網</td><td>450,000 円</td></tr> </table> <p>※研修期間中、2回まで利用可能とす</p>	(1)救命胴衣、 長靴、カッパ等	1年目 30,000 円		2年目以降 10,000 円/年	(2)漁具・漁網	450,000 円
(1)救命胴衣、 長靴、カッパ等	1年目 30,000 円							
	2年目以降 10,000 円/年							
(2)漁具・漁網	450,000 円							

			る。ただし、2回利用する際の合計金額は、補助対象上限額以内とする。) ※研修生が鳥取県スーパー農林水産業士に認定されている場合は、500,000円を補助対象経費上限額とする。
4 技術習得費	船舶免許及び無線免許取得費	210,000 円 (各 1 回限り)	
5 赴任旅費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が赴任する場合の交通費	20,000 円 (1 回限り)	
6 移住定住準備費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が住宅を賃借するための礼金	33,000 円 (1 回限り)	
7 住居手当・通勤手当	研修生への住居手当・通勤手当	33,000 円/月	
6 補助率	第5欄の1の経費：5／6、第5欄の2～7の経費：10／10		
7 補助事業の重要な変更	補助対象経費の増額		

様式第1号（第5条、第9条関係）

年度岩美町漁業研修事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画の内容

3 事業費の内訳

区分	事業主体 研修受入先	研修する 漁業種類	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分		備考
				町	その他	
雇用型研修	漁船員等 雇用研修		円	円	円	
農林水産 コラボ研修						
独立型研修						
合 計						

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

6 添付書類

- (1) 様式第5号 研修実施計画（実績）
- (2) 様式第6号 研修生別研修計画（研修生が決まっているものを提出）
- (3) 様式第9号 研修実績書
- (4) 補助対象経費の支払いを証明する書類

（注）事業計画書には（1）（2）、事業報告書には（1）（3）（4）を添付する。

様式第2号（第5条、第14条関係）

岩美町漁業研修事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
町補助金					
その他					
合計					

2 支出の部

(単位：円)

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
雇用型研修	漁船員等 雇用研修				
農林水産 コラボ研修					
独立型研修					
合計					

様式第3号（第5条関係）

番  
年 月 日

事業実施主体 様

岩美町長 (印)

年度 岩美町漁業研修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの交付申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町漁業研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算出基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算出基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町漁業研修事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等にあたっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

樣式第4号

## 研修実施計画（実績）／研修実施状況報告書

市町村名 ( 年 月分 ) ※年月は研修実施状況報告時に記入する

※今年度実施する全ての研修を記入する

※具体的な研修生・研修内容等が決まっていない場合は、実施予定の内容を記入する

※研修区分には、雇用型、独立型の別を記入する

## 様式第5号

## 研修生別研修計画

## 1 研修生の概要

ふりがな 氏名			写真貼付
生年月日	平成・昭和 年 月 日生 ( 歳 )		( 年 月撮影 )
現住所	〒 電話		
研修開始前の 住所	〒	I・J・Uターン	
研修受入先と の関係	3親等以内の親族(関係： ) ・ 左記以外		
同居親族状況	2親等以内の親族と同一生計 ・ 左記以外		
職歴			
資格・免許			
これまでの漁 業従事(研修) 経験	有・無 内容： 期間： 年 月 日～ 年 月 日 ( 年 か月 )		
漁業就業を希 望する動機			
研修を希望す る漁業種類			
将来の目標・ 希望			

## 2 研修受入先の概要

経営体名 代表者氏名			
住所	〒		
所属する組合			
指導者	ふりがな 氏名		
	生年月日	平成・昭和 年 月 日生 ( 歳 )	
漁船登録番号			
漁業種類			

### 3 研修計画

### (1) 研修概要

研修期間	全体		年	月	日	年	月	日
	1年度目	年度	年	月	日	年	月	日
	2年度目	年度	年	月	日	年	月	日
	3年度目	年度	年	月	日	年	月	日
研修区分	漁船員等雇用研修		年	月	日	年	月	日
	農林水産コラボ研修		年	月	日	年	月	日
	独立型研修		年	月	日	年	月	日
研修漁業種類								
研修の目標								
研修年度別 計画(※)	1年度目							
	2年度目							
	3年度目							
就業予定日	年 月 日 ※研修修了後、1年内に就業するよう就業予定日を設定すること							
昨年度の課題								
今年度の目標								

※研修年度別計画には、1年ごとの具体的な目標を定め、その目標を達成する方法（研修内容）を詳細に記載すること

## (2) 本年度の月別研修計画

※月ごとに具体的な内容及び日数（時間）を記載すること

(3) 他産業での研修（農林水産コラボ研修のみ記載する）

受入事業者	住 所	
	名 称	
	代表者	
研修区分		
指導者名		
研修内容		
研修期間		

※研修区分には、農業、農産加工、林業の別を記載すること

4 経費内訳

区 分	金額（円）	内 訳
指導経費		
研修手当		
研修用具費		
船員手帳作成費		
技術習得費		
赴任旅費		
移住定住準備費		
住居・通勤手当		
合 計		

## 様式第6号

## 研修記録簿

年　月分

事業実施主体名		指導者名	
研修生氏名		研修期間	

## 1 研修日及び時間

日	曜日	研修時間数		補助対象時間数	
		洋上	陸上	洋上	陸上
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計		0	0	0	0

日数 0 0 0 0

## 2 今月の研修内容（研修指導者等が記入）

記入者氏名	(印)
-------	-----

## 3 研修生への指導結果・所感等

(研修指導者が記入)

記入者氏名	(印)
-------	-----

## 4 研修の進捗状況・所感等

(事業実施主体の研修責任者が記入)

記入者氏名	(印)
-------	-----

## 様式第7号

## 研修生日誌

年　月分

事業実施主体名	
研修生氏名	(印)

## 1 今月の研修内容等

○指導を受けた内容

○学んだこと、課題、反省点など

※今月の目標、研修で学んだこと、課題、反省点、問題点、困っていること、悩み事などを記入する

## 2 研修実施状況

月　日（曜日）	研修場所	研修内容	研修時間帯		研修時間数	
			洋上	陸上	洋上	陸上
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		
月　日（　） 天候（　）			～	～		

※研修内容等を毎日記入する

## 研修実績書

事業実施主体名	研修生氏名
---------	-------

## 1 経費内訳

区分	金額(円)	内訳
指導経費		
研修手当		
研修用具費		
船員手帳作成費		
技術習得費		
赴任旅費		
移住定住準備費		
住居・通勤手当		
合計		

## 2 研修手当の積算

月	研修実施日数	研修実施時間数			補助対象時間数		
		洋上	陸上	合計	洋上	陸上	合計
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							

※補助対象時間数欄は、雇用型研修の場合は記入不要

## 3 研修後の状況

研修後の状況：雇用就業継続 ・ 独立就業 ・ 不就業 ・ 今後就業予定

就業(予定)日： 年 月

就業先(経営体名、就業場所等)：

不就業の理由：

## 4 研修の成果

※研修計画の達成状況等を具体的に記載すること

長町美岩様

名組合協同漁業

三

(※) 不就業：研修修了したが就業しなかった者、就業後離職：研修修了後就業したが離職した者  
なお、独立型研修後、親子乗り等期間で操業している場合は、研修生が独立経営したことを証明するものとして、所属漁協組合員の資格を有する証明書（研修生）

- ・直近の確定申告書の写し（研修生）
  - ・研修本人への役割、収益配分等を明確にした家族経営協定写し
  - ・その他経営が別であることを証明する書類